主 文

本件各上告を棄却する。

理 由

被告人会社に関する本件上告申立の適否について

本件上告申立書は被告人会社代表者A名義で提出されたものであるところ、当審 取寄せの被告人会社登記簿謄本によれば、Aは右上告申立当時すでに被告人会社の 代表取締役を辞任しその旨の登記がなされ、その代表取締役にはBが就任している ことが認められるから、Aが被告人会社のため申し立てた本件上告申立は不適法と いうべきである。

被告人Aの弁護人南出一雄の上告趣意について

所論は、量刑不当の主張であつて、適法な上告理由にあたらない。

よつて、被告人会社については刑訴法四一四条、三八五条一項により、被告人Aについては同法四一四条、三八六条一項三号により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

昭和五二年七月一五日

最高裁判所第一小法廷

 裁判長裁判官
 岸
 上
 康
 夫

 裁判官
 団
 藤
 重
 光

 裁判官
 藤
 崎
 萬
 里